

平成 30 年度「赤崎賞」募集要項

1. 趣旨

名古屋大学（以下「本学」という。）は、「名古屋大学学術憲章」において社会的貢献の基本目標として「先端的な学術研究と、国内外で指導的役割を果たしうる人材の養成を通じて、人類の福祉と文化の発展ならびに世界の産業に貢献する。」ことを掲げ、日々、学術研究に邁進するとともに、産学官連携による社会的貢献を推進している。

本学の「赤崎 勇」特別教授（以下「赤崎特別教授」という。）は、窒化ガリウム pn 接合による高性能青色発光ダイオードの開発及びその関連研究を、学界はもとより、産学官連携を通じて行うことにより、科学の発展と社会の繁栄に大きく貢献するとともに、現在も多大な影響を与え続けており、平成 26 年には、天野浩教授、中村修二博士とともにノーベル物理学賞を受賞した。その成果は、人々の生活の安全と利便性を高めることに大きく貢献している。

本学では、赤崎特別教授の偉大な功績を称え、学を中核とした産学官連携による研究開発の重要性を広く伝えるため、特に優れた研究を行っている本学の若手研究者を顕彰する「赤崎賞」の制度を平成 22 年度に創設し、今年度も実施するものである。

2. 顕彰制度の概要

（1）顕彰対象数及び顕彰内容

- ・ 顕彰対象数
（個人及び団体合わせて）2 件までとし、該当なしもあり得る。
- ・ 顕彰内容
 - ① 顕彰対象 1 件につき、「赤崎賞」として正賞（表彰状）を授与し、副賞（賞金 50 万円）を贈呈する。
 - ② 顕彰対象となった研究活動等は、本学のホームページ等に掲載し、広く公表する。

（2）その他

「赤崎賞」は、赤崎特別教授から京都賞受賞記念として本学に贈られた寄附金を基に、学術・科学技術分野で将来的な発展や可能性が期待でき、本学の科学技術水準を内外に知らしめることができる研究を行っていると思われる個人又は団体を顕彰するため、研究推進及び社会的貢献を目的として設立された。

3. 申請資格等

（1）申請資格

次の「個人」又は「団体」で（2）に該当するもの。

- ・ 個人の場合（申請年度の 4 月 1 日時点で 35 歳以下の者に限る。）
 - ① 本学の学部又は研究科の正規の課程に在学する者（修業年限内又は標準修業年限内に在学している者に限る。）
 - ② 本学に在職する教員又は研究員
 - ③ 本学を研究機関とする日本学術振興会特別研究員（PD）
- ・ 団体の場合（団体の構成員は申請年度の 4 月 1 日時点で 35 歳以下の者に限る。）
上記①、②又は③に該当する者によって構成されている団体

（2）申請基準

実施している研究が、社会的貢献の観点から優れた評価を受けたことがある個人若しくは団体又は当該研究によって本学の学術・科学技術水準を著しく高めた個人若しくは団体

4. 申請方法等

- (1) 各学部の学科又は各研究科の専攻等による選考を経て、部局の長による「赤崎賞」推薦書（別記様式第2）を得られたものを主とするが、同専攻等による選考を経なくとも、部局の長による「赤崎賞」推薦書（別記様式第2）を自ら用意できる場合は、自薦も可能とする。
- (2) 申請者が提出しなければならない書類は、次のとおりとする。
 - ① 審査の対象となる研究の概要を申請者が自書した「赤崎賞」申請書（別記様式第1）
 - ② 個人又は団体の代表者が所属する部局の長による「赤崎賞」推薦書（別記様式第2）
- (3) 提出部数は原本1部、写し7部（研究の実績を示した書類を含む。）とする。
- (4) 提出された応募書類は、原則として返却しない。

5. 募集期間等

(1) 募集期間

平成30年10月9日（火）から平成30年11月2日（金）まで。

(2) 申請書類の提出先

〒464-8601 名古屋市千種区不老町 NIC 2階
名古屋大学 研究協力部 社会連携課 社会連携係
電 話：052-747-6584
F A X：052-789-2041
e-mail：sha-renkei@aip.nagoya-u.ac.jp

(3) 申請書類の提出方法

郵送（学内便）又は持参に限る。

（注）申請書類提出後に転居、長期不在等となる場合は、上記（2）の研究協力部社会連携課社会連携係まで必ず連絡すること。

6. 審査方法

「赤崎賞」は、赤崎特別顕彰審査委員会が次の第一次審査及び第二次審査を行い、顕彰の対象となる個人又団体を決定する。

- ・ 第一次審査：申請書類に基づく書面審査（平成30年11月予定）
- ・ 第二次審査：申請者のプレゼンテーション及び審査委員による質疑応答（平成30年12月～平成31年1月予定）

7. 審査結果の発表等

- (1) 第一次審査を通過した者には、平成30年12月に「赤崎賞」申請書（別記様式第1）に記載された電子メールアドレス（以下「アドレス」という。）あてに第二次審査の日程等を通知する。
- (2) 最終的な審査結果については、平成31年1月中旬に申請者全員のアドレスあてに通知し、第二次審査を通過した顕彰の対象者には表彰式等の日程を併せて通知する。